

3 胃がんと診断され、一時的な短時間勤務や作業転換を行 いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40代 男性	胃がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員 (食品製造業 生産工程職)	なし

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Cさんは、食品製造業の工場でパンの製造スタッフ（正社員）として勤務する40代男性である。パンの製造スタッフは総勢35名であるが、Cさんは12名（うち正社員4名）からなる菓子パンチームに配属されている。

平日5日間と土曜日（隔週）が出勤日であり、平日は20時～4時（休憩1時間）の常夜勤、土曜日は半日勤務（5時間）である。パン製造ラインで材料を機械で練る、蒸す作業に従事しており、原則立ち仕事である。また、上司であるチームリーダーの右腕として、アルバイトの指導や取りまとめも行うほか、新商品の企画も行っており、ヒット商品も生み出している。

職場は労働者数が50人未満の小規模事業場であり、産業医はいない。なお、衛生管理上、職場には食べ物・飲み物の持ち込みはできず、休憩室でのみ飲食可能である。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Cさんが胃がん検診を受けたところ、がんが見つかった。Cさんは職場の上司に相談し、しばらく休職して手術を受け、無事退院した。退院後は自宅療養を行い月2回、病院に通院し、飲み薬による薬物療法（抗がん剤治療）を受けている。

手術で胃の一部を切除したため、食事は小分けにとる必要がある。当初は体重減少が著しく体力の低下が目立ったが、新しい食事の取り方にも慣れ、体力は回復傾向にある。

Cさんが主治医にそろそろ復職したいと相談したところ、主治医からは復職の検討を始めてもよいこと、病院の医療ソーシャルワーカーが仕事に関する相談にも対応していることについて話があった。そこでCさんは医療ソーシャルワーカーに相談し、会社にどのように話をすればよいか助言を得た上で、総務担当に復職について相談することとした。

Cさんから相談を受けた総務担当は、どのように復職の検討を進めるとよいか分からなかったため、Cさんを通じて医療ソーシャルワーカーに相談した。その結果、まずはCさんと面談し、最低限どのような仕事ができるかとよいか、どこまでであれば職場として業務内容の調整ができるかを確認した上で、健康管理上気をつけるべき点があれば主治医に相談することとした。

（２）様式例の記載例

ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

Cさんと総務担当とで復職後の働き方について話し合った結果、パンの製造スタッフとして勤務することが最終目標であることは合意できたものの、すぐに元のように仕事をするとは難しいと考えられた。Cさんの同意のもと、上司も交えて話し合ったところ、現場の人員体制等も考慮し、2 か月程度であれば開発部門での業務も可能と判断されたため、当面は新商品の企画等の座り作業中心の仕事とし、徐々に元の業務内容に戻すプランを検討することとした。

Cさんから食事に関する話を聞いた総務担当は、パンの製造スタッフとして勤務する場合、食事や休憩が取りづらいことも気になっていた。そこで、検討したプラン案で問題がないかどうか、健康や安全の確保のために必要な配慮について、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

パンの製造スタッフに戻った場合には、食事や休憩が取りづらいことが懸念されたため、食事や休憩を適時とることができるよう配慮を求めるとともに、その必要性についても説明を加えた。

ウ 職場復帰支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Cさんと総務担当とで話し合った結果、当初の予定通り、最初の2 か月は座り作業中心の業務とし、主治医の意見にもあるように、徐々に元の業務に戻すプランを作成した。主治医意見書では食事や間食の必要性が指摘されていたため、上司も交えて食事や間食のタイミングを検討し、プランに食事・間食の時間を明記することとした。

現場の人員体制等の関係もあることから、3 か月目の時点で元の業務に戻ることが難しい場合には、再度休職を検討することも、C さん、総務担当の間で確認した。

（３）その他留意事項

胃の切除に伴い、急な血糖低下などによる意識消失が生じる場合がある（ダンピング症候群）ため、食事や間食の頻度に関する配慮が必要となる。また、下痢や胸やけなどの消化器症状のほか、貧血などの症状が出る場合があり、作業環境や業務内容の調整が必要となる点に留意が必要である。

勤務情報を主治医に提供する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

医療機関が確認する際のポイント

- ・どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- ・特に、食事や休憩のとりやすさについて労働者に確認

- ・通院スケジュールを勘案して、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認

- ・記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
- ・特に意見を求められている点について確認
- ・体重減少に伴う体力低下があるが、提示されたプランの方向性は問題がないと判断
- ・ただし、パンの製造ラインに戻った場合、食事や休憩のとりづらさが懸念されるため、食事や休憩の確保の必要性について情報提供が必要と判断

- ・労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
- ・記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇病院 〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇町		

職 種	パンの製造スタッフ
職務内容	(作業場所・作業内容) パン製造工場勤務しています。小麦粉を攪拌し練り上げる機械に投入する作業が主たる作業です。高温の室内での作業であり、ある程度体力を必要とします。商品企画やアルバイトを取りまとめる中心的役割も担っています。衛生管理上、飲食物の持ち込みはできず、規程の休憩時間に休憩室でのみ飲食可能です。 (☒ 体をを使う作業(重作業) ☒ 長時間立位 ☒ 暑熱場所での作業)
勤務形態	☐ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☒ その他(常夜勤)
勤務時間	20 時 00 分 ～ 4 時 00 分(休憩 1 時間) ※隔週で土曜日出勤(半日勤務)あり ※時間外勤務が月に 20 時間程度
通勤方法 通勤時間	自動車通勤、片道 30 分
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで(120日間) ※休業期間中は傷病手当金支給
有給休暇日数	残12日間 ※ある程度柔軟に取得可能です
その他 特記事項	所属部署は正職員が4名しかおりませんので早く戻ってきてもらいたい反面、もともとの仕事をしていただかなければ復職は難しいと思っています。商品企画力があるので復職2か月程度は比較的座り作業の多い開発部門での業務も可能です。そのため、最初2か月は座り作業中心で、その後は本来の製造スタッフとしての仕事に戻ってもらうことを予定しております。 上記復職プランで問題ないかどうかご意見ください。復職する際の働き方や職場において必要な配慮、今後の通院予定についてもご教示ください。
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 時差出勤制度 ☒ 短時間勤務制度 ☐ 在宅勤務(テレワーク) ☐ 試し出勤制度 ☒ その他(短時間勤務は育児短時間と同様に時間単位の欠勤となります。)

上記内容を確認しました。	
〇〇〇〇年5月22日	(本人署名) 〇〇〇〇

〇〇〇〇年5月22日	株式会社 〇〇〇〇
	担当: 〇〇〇〇〇 連絡先: 〇〇〇〇〇

事業者が作成する際のポイント

- ・情報の提供・活用目的の明記が必要

- ・いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- ・元の業務内容への復職プランが問題ないかどうかを主治医に尋ねるにあたって、仕事の負荷や食事や休憩が取りづらいことなどについて情報を記載

- ・通院や体調不良時などのために、ある程度柔軟に有給休暇が取得可能であることを確認し、記載

- ・労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、特に主治医の意見がほしい点について明記

- ・必要に応じて短時間勤務は可能であることを確認し、チェック

- ・労働者本人の同意を得たことを明記

- ・主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

医療機関が作成する際のポイント

- ・勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載
- ・パンの製造スタッフは身体的な負荷が大きいが、現状ではそこまで体力が戻っていない可能性があることから、徐々に業務量を増やすことを推奨

- ・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載
- ・食事を小分けに摂ることができない場合、健康や安全が脅かされる可能性があることから、食事に関する配慮の必要性とその理由について記載
- ・体力の回復状況を勘案し、適時休憩が取れる配慮が望ましい旨を記載

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇町		

復職に関する意見	☐ 復職可 ☒ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 〇〇 年 〇 月 〇 日）
	意見：術後の経過は良好です。現在内服での抗がん剤治療を行っています。手術により胃を一部切除しており、食事への配慮が必要です。治療当初は慣れていないために体重が 8kg 減りましたが、今は横ばいです。現在は 1 時間連続の散歩ができるようになり、体力も回復してきています。本人は復職してできるだけ早く元の仕事に戻りたいといっています。暑熱作業や体を大きく使う作業はいきなり就かず、徐々に増やして体調に問題がないようにしてもらえると働きやすいと考えられます。予定の座り作業中心での復職は可能と考えられますので、本人の体調や体力を確認しながら業務の漸増をしてください。
	業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置） ・胃の切除により一気に多くの食事をとることができないため、日に 3 回の食事と 3 回の間食に分けて食事を摂る必要があります。これを守らないと急に意識を失うことがあります。食事のタイミングさえ確保できれば症状が出る可能性はほとんどありません。食事や休憩時間の確保をお願い致します。 ・体力は回復してきていますが、復職後すぐは疲れやすさを感じやすい可能性があります。適時休憩できるようにするなど配慮が望まれます。
	その他配慮事項 ・現在は内服による治療のみとなっております。現在は月に 2 回の通院が必要ですが、2 か月経ったら、3 か月に 1 回の通院で十分でとなります。
上記の措置期間	〇〇〇〇年 6 月 5 日 ～ 〇〇〇〇年 8 月 3 1 日

上記内容を確認しました。
 〇〇〇〇年 6 月 5 日 （本人署名） 〇〇〇〇

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

〇〇〇〇年 6 月 5 日 （主治医署名） 〇〇〇〇

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- ・現在想定している座り作業中心での復職について、問題がない旨確認
- ・3 か月目にはパンの製造スタッフへ復帰することを長期的な目標として、プラン作成を検討

- ・主治医への質問事項に対する回答を確認
- ・「業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと」のうち 1 点目は対応必須であると判断し、調整を検討
- ・「その他配慮事項」の記載から、通院日は有給休暇で対応することを検討。

- ・措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- ・ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

職場復帰支援プランの記載例

事業者が作成する際のポイント

作成日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇〇年〇月〇日	男・女
所属	製造スタッフ	従業員番号	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・手術後の経過は良好、現在内服の抗がん剤治療中であり、今後も2 か月は2 週間に1 回通院が必要である予定。その後は3 か月に1 回通院予定。 ・主治医の意見を踏まえ、〇〇〇〇年〇月〇日より開発部門にて復職とする。 ・業務は体調を見ながら漸増し、3 か月目には元のパンの製造スタッフに戻ることを目標とする。3 か月目の時点で製造スタッフへの復帰が困難である場合には休職も含めて働き方を検討。 ・その他： * 日に3 回の食事と3 回の間食が必要。守らないと急に意識を失う可能性がある。（食事のタイミングが確保出来たら症状は出ない） * 体重が8 kg 減少も現在は横ばい。 * 1 時間連続の散歩は可能。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
1 か月目	9：00 ～ 16：00 (1 時間休憩)	・日勤の開発業務 ・短時間勤務 ・通院は有給休暇を利用 ・残業、深夜勤務禁止	月2 回通院 食事 12 時 間食 10 時、15 時 (症状：疲れやすさ)
2 か月目	14：00 ～ 22：00 (1 時間休憩)	・19 時までは開発業務 ・19 時からはパン製造の現場作業（当初は必ず上司と現場入室） ・通院は有給休暇を利用 ・残業、深夜勤務禁止	月2 回通院 食事 18 時 間食 15 時、21 時 (症状：疲れやすさ)
3 か月目以降	20：00 ～ 4：00 (1 時間休憩)	・通常の夜勤帯に復帰 ・体調を見ながら業務量を漸増 ・残業1 日当たり1 時間まで可 ・残業は当初は禁止、体調を見ながら	3 か月に1 回通院 食事 0 時 間食 21 時、2 時 (症状：疲れやすさ)
業務内容	・当初は開発業務に配属し徐々に本来業務に変更する予定		
その他就業上の配慮事項	・体調を見ながら業務を増やしていくが、最終的には本来業務をすることが復職の条件であることを本人と合意した。		
その他	・職場復帰後は、2 週間ごとに本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。 ・体調の変化に留意し、体調不良の訴えは総務担当に伝達のこと。適時休憩や早退等対処のこと。		

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年6月12日 (本人) 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月12日 (所属長) 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月12日 (総務担当) 〇〇〇〇

- ・主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- ・食事や間食の時間の確保の必要性に関して、職場の理解が必要であるため、上司、同僚と共有

- ・座り作業中心の業務から、体調を見ながら徐々にパンの製造スタッフに戻るプランを設定
- ・食事・間食の時間の確保や疲れやすさといった体力面への配慮事項について明記

- ・労働者本人と合意した、最終的な目標を明記・共有

- ・プランの状況や見直しのタイミングについて労働者と話し合い、面談の実施時期を記載

- ・関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名